

① 件名																											
石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間及び休館日の試行について																											
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																											
<p>【背景】 これまで、図書館は資料の収集、保存、提供を通して、市民の「学ぶ権利」や「知る権利」を保証し、生涯学習の機会を提供する施設として重要な役割を果たしている。 近年、少子高齢化、情報化の急激な進展や市民生活の変化に伴い、図書館を取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズも多様化してきている。</p> <p>【目的】 図書館を利用する市民の利便性の向上と利用促進につながる開館時間及び休館日とするため、現在の開館時間及び休館日を変更して試行するとともに、アンケート調査を実施する。</p>																											
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																											
<p>【根拠法令】 石巻市図書館条例（平成17年石巻市条例第99号） 石巻市図書館条例施行規則（平成18年石巻市教育委員会規則第4号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																											
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																											
<p>・図書館の開館時間や休館日について、市民から、利用しやすい時間帯に変えてほしいという声が寄せられている。昨年度は52件の口頭による要望があった。</p>																											
⑤主な内容																											
<p>1 試行期間 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの3ヶ月間とする。</p> <p>2 開館時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現 行</th> <th>試 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月・火・木・金曜日</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>午前9時から午後7時まで</td> <td>午前10時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 休館日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>試 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日（第2日曜日の翌日は開館）</td> <td>月曜日</td> </tr> <tr> <td>第2日曜日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国民の祝日</td> <td>国民の祝日</td> </tr> <tr> <td>12月28日から31日まで</td> <td>12月28日から31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			項目	現 行	試 行	月・火・木・金曜日	午前9時から午後5時まで	午前10時から午後6時まで	水曜日	午前9時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで	土曜日	午前9時から午後4時まで	午前10時から午後6時まで	日曜日	午前9時から午後4時まで	午前10時から午後5時まで	現 行	試 行	月曜日（第2日曜日の翌日は開館）	月曜日	第2日曜日	—	国民の祝日	国民の祝日	12月28日から31日まで	12月28日から31日まで
項目	現 行	試 行																									
月・火・木・金曜日	午前9時から午後5時まで	午前10時から午後6時まで																									
水曜日	午前9時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで																									
土曜日	午前9時から午後4時まで	午前10時から午後6時まで																									
日曜日	午前9時から午後4時まで	午前10時から午後5時まで																									
現 行	試 行																										
月曜日（第2日曜日の翌日は開館）	月曜日																										
第2日曜日	—																										
国民の祝日	国民の祝日																										
12月28日から31日まで	12月28日から31日まで																										

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

1 試行の効果

開館時間を1時間繰下げることにより、働く世代や子育て世代にとっては、利用しやすい環境となり、特に、土・日曜日の利用促進が図られるものと考える。

2 職員の勤務体制

一般職員・嘱託司書・臨時職員

項目	現 行	試 行
通常勤務	午前8時30分～午後5時	午前9時30分～午後6時
遅番勤務	午前8時45分～午後5時15分	午前10時～午後6時30分
遅番勤務（水曜日）	午前11時～午後7時30分	午前11時～午後7時30分

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内市立図書館の開館時間

午前9時から午後5時まで	石巻市
	多賀城市
	登米市
	白石市
午前9時から午後6時まで	名取市
	大崎市
午前9時から午後7時まで	気仙沼市
午前10時から午後6時まで	東松島市
	塩釜市
	角田市
	栗原市
午前10時から午後7時まで	岩沼市

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- ・ 9月から試行の周知（市報・ホームページ・報道機関・来館者へのチラシ）
- ・ 10月1日から試行を行うとともに、並行してアンケート調査を実施する。

⑨その他